

# 稲城市工事及び業務委託成績評定苦情審査委員会設置要綱

平成22年1月25日

市長 決 裁

## (目的)

第1条 稲城市工事施行規程（昭和51年稲城市訓令第2号）第26条の2及び稲城市検査事務規程（昭和51年稲城市訓令第1号）第31条の2の規定に基づき、監督員等及び検査員が行った工事成績評定及び稲城市業務委託成績評定要綱（平成22年1月25日市長決裁。以下「業務委託成績評定要綱」という。）第5条に基づき評定者が行った業務委託成績評定について、稲城市工事成績評定要綱（平成19年3月30日市長決裁）第13条又は業務委託成績評定要綱第11条による当該工事又は業務委託に係る請負者からの苦情申立てに関し、厳正かつ公正な視点による調査審議を行い、成績評定通知者に適切な意見を表明するため、稲城市工事及び業務委託成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、請負者から申し立てられた工事又は業務委託成績評定に係る苦情について調査審議し意見を表明する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

(1) 委員長 総務部長

(2) 委員 企画部長、総務部総務契約課長及び関係部長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

## (委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

## (定足数等)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(工事施工状況及び業務委託履行状況等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、苦情申立者又は当該苦情に係る評定を担当した工事主管課長等及び評定者から工事の施工状況又は業務委託の履行状況等を聴取することができる。

(市長への報告)

第8条 委員会の意見を決定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

2 稲城市工事成績評定苦情審査委員会設置要綱（平成19年3月30日市長決裁）は、廃止する。

付 則（平成26年4月1日総務契約課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。